

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（骨子）

第1章 「新たな評価」の基本的考え方

※ 中間まとめでまとめた内容を踏まえて加筆修正して記載

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題

- ① 現在の認証評価が果たす社会的機能を再確認する必要があるのではないか
- ② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか
- ③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を大学内で十分に共有できていないのではないか

2. 改革の方向性

- (1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築
- (2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現
- (3) 効果的かつ効率的な評価の実現

第2部 新たな評価制度の基本的枠組み

1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 今回、新たな評価において「教育の質」について評価を行うに際し、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育成果が挙げられているかという点に重きをおいた評価への見直しが必要
- 新たな評価制度においては、機関全体において、大学の教育研究、組織運営及び施設整備の状況を確認するとともに、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーが掲げられている単位としての学位プログラムも考慮しつつ、学部では実際行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行う旨記載

2. 評価の視点【何を評価するか】

(1) 評価の基準・項目

ー 大学全体で評価すべき基準・項目を提示

評価機関が高等教育機関全体を評価する項目としては、財務状況や経営環境ではなく、社会からより注目・期待されている高等教育機関としての学生への教育や支援の実践や教育研究環境に関して、学部等の組織と有機的に全学的な調整・支援が適切に行われているかという点に精選する旨を記載

ー 学部段階の評価の基本的な考え方

実践されている教育の質を

① 行われている教育活動が法令等で求められる水準に達しているなど適格に保証できているか（質保証の視点）

② 学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果につながっているか（質向上の視点）

という2つの視点から評価。

そのうえで、質保証の視点の評価基準・項目とその考え方、質向上の評価項目とその考え方を明記

(2) 「新たな評価」制度導入におけるディプロマ・ポリシー等の再検証

ー 新たな評価制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる養成すべき人材像とディプロマ・ポリシーを、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の教育理念に基づき、「学生にどのような力を身に付けてもらいたいか」「学修成果として可視化しうるものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべき旨記載。

3. 評価手続【どのように評価するか】

(1) 評価結果の在り方

ー 段階別評価の考え方とその意義を記載

(2) 評価サイクル

ー 6年を前提に、実施する評価機関の実情も加味して検討する旨記載

(3) 効果的な評価手続

- データプラットフォームの機能や導入する意義を記載
- 実地調査の考え方を整理
実地調査は、教育現場や施設、関係者（学長、教職員、学生）へのヒアリングを通じて、書面だけでは確認できない教育の質や環境を客観的に評価し、実態を検証する重要なプロセスである。特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは実地調査において、その実態を確認することが必要不可欠であり、新たな評価においても、実地調査は原則実施してもらうことが望ましいとしたうえで、評価機関が書面調査やオンライン面談を行ったうえで、必ずしも実地調査を行う必要がないと判断した場合には、実地調査に行かなくても評価を可とするような柔軟な運用を認める旨記載

4. 評価の主体【誰が評価するのか】

(1) 評価主体の在り方

- 各機関がもつ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）は維持したうえで、学部の評価にあたっては、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」に定める学位の分野を踏まえて実施できるよう、評価機関はその体制を整えることが必要。
- 大学全体の評価及び学部の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）と特定の学位の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）へと整理する旨記載。
- 評価の公平性をより担保できるよう、評価機関間での評価にあたり基準に照らした判断例や提出を求める資料等のばらつきをなくすための調整組織及び同組織の役割の明確化について記載。

(2) 評価主体の質の確保：認証評価機関に対する定期的な確認

- 評価機関自身が自己点検・評価を実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われているか確認するシステムを設けていく旨記載

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

(1) 評価結果の公表

- 評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能をもたせること、公表内容のフォーマット公表内容に統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントをわかりやすく示す旨記載

(2) 評価結果の活用の在り方

- 各高等教育機関の改善努力を後押しできるよう、
 - ・評価結果を、資源配分等の国の政策に活用することも検討すること
 - ・要改善学部の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、文部科学省でペナルティを含めたその後の対応を検討すること
 - ・その上で、文部科学省は改善状況を聴取し、改善の取組が不十分であったり、改善の見通しが無い場合は法令上の厳しい措置を講じていくべきことについて記載。

6. その他

(1) 真に必要な高等教育機関の教育の評価制度への転換

- 高等教育における教育に係る評価制度はその趣旨は異なっているが、本来高等教育機関として期待される教育と研究に注力すべき時間を制約することになってはならないため、今回新たな評価制度を構築するにあたり、学位の分野を踏まえた学部等の「教育の質」を評価するという真に必要な目的を達成することと併せて、高等教育で求められている教育に係る評価全般についても見直すべき旨記載。

具体的には、

- ・ 現行の機関別認証評価と分野別認証評価の一元化
 - ・ 国立大学法人評価における教育に関する現況分析などの重複の解消
- また、新たな評価を行う際には、高等教育機関で行われている自己点検評価書とどのように判断するための根拠資料を基本とし、評価を受審するために新たに評価のための資料を作成させない、若しくは既存の資料の提出にもってかえるような配慮をし

ていくべき旨記載

(2) 「新たな評価」と設置計画履行状況等調査の連携

- － 大学設置分科会設置計画履行状況等調査委員会においては、是正・改善意見に加え、今後の高等教育機関における教育の質向上に資する具体的な意見についても「申し送り事項」として評価機関等に伝え、評価に活用することを促す旨記載